主な農業制度資金の資金使途別一覧表

○ 対象となる(対象となる可能性がある場合を含む)─ 対象とならない

※ 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動し、また貸付対象者、資金使途、貸付条件等も特例や例外がありますので、詳しくは関係機関へお問い合わせください。

(平成28年2月現在)

日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日						資 金 使 途												貸付条件				
변경 등	資 金 名			取扱金融機関		修・就農準	生産施設機械等	果樹等の植栽育成	えいいのは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで		農地等の取得	· 主選 :	共同利用施設	運転資金・長期	運転資金・一般	負債整理	災害復旧等	成28年1月21日現在)	(うち据置期間)	貸付限度額	融資率	
A		農業近代化資金		農協·銀行等 民間金融機関	認定農業者	0	0 0	0 0) -	0		-	_	0	-	- 0	O 0.3~	· 0.45%	7~15年(2~7年)以内		ただし、個人 1,800万円 法人 3,600万円	個人 1,800万円 法人 3,600万円
日本語	農					0	0 0	0 0) -	0		-	_	0	-	- (O 0.6%	i	7~15年(2~7年)以内	2億円	ただし、3,600万円	3,000万円
But	経営				その他担い手農業者	-	0 0	0 0) –	0	- -	- -	_	0	-	- -	- 0.6%	i .	7~18年(2~7年)以内		80%	個人 1,500万円 法人・団体 3,000万円
B 전	善関	金融公庫		日本政策金融公庫	認定農業者	_	0 0	0 0	0	0	0 -	-	_	0	-	0	O 0.3~	·0.6%	25年(10年)以内	個人 3億円 法人 10億円	100%	認定農業者
会議 程度所可提出的股份 企業的工程的股份 日本政策等待成者 日本政策等等的等的等的表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表面表	資				エコファーマー等	0	0 0	0) -	0	- -	- -	- -	0	-	- -	一無利	子	12年(3年)以内		100%	- 個人 1,800万円 法人 3,600万円 その他担い手農業者 個人 1,500万円 法人・団体 3,000万円
日本的			経営体育成強化資金		その他担い手農業者	-	0 0	0 0	<u> </u>	0	0 -	- -	-	0	-	0 -	- 0.6%	i	25年(3年)以内	個人 1億5,000万円 法人·団体 5億円	80%	-
■ 素料学 全部の主義を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を					認定新規就農者	-	0 0	0 0) -	0		-	_	0	-	_ -	一 無利	子	12年(5年)以内		100%	
□ 古政策	農業	長		農協·銀行等 民間金融機関	農業者	_				-			_	_	-	0 -	- 0.6%	5	10年(3年)以内 特認は15年(3年)以内	営農負債の残高	100%	個人 1,800万円 法人 3,600万円
中山地地域活性化資金 無信・銀行等 長田企政機関 現金・加工を行う事業者等 (長田金融機関) 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称あり」 「中山地地域等変称の場面を開始」 「日の96 「日の	金整	金融公庫	経営体育成強化資金 (償還負担軽減資金)	日本政策金融公庫	農業者	-				-			_	_	-	0 -	- 0.6%	5	25年(3年)以内	個人 1,000万円 法人 4,000万円 償還円滑化資金 経営改善期間中の負債の	100%	_
開催を設定を 対象性 (注音)		中山間地域活性化資金		農協•銀行等	製造・加工を行う事業者等	-	- 0		-		- c	0	-	-	-		- 0.35 <i>²</i>	~0.9%	10~15年(3年)以内			800万円 (民間金融機関による融資の場合に限る)
農業経営監審促進資金 (大一八一5資金) 関定農業者		資金	就農施設等資金	農協·銀行等 民間金融機関	認定就農者	-	0 0	0 0) –	0		-	_	0	-		一 無利	7	12年(5年)以内	青年 3,700万円 中高年 2,700万円	ただし、青年 2,800万円 中高年 1,800万円	3,700万円
大変質型 民間金融機関 被害農業者	₹			農協·銀行等 民間金融機関	認定農業者	_	_	-	- -	_	- -	-	-	_	0	_ -	— 1.5%	i.	1年以内(当座貸越は1年程度)	個人 500万円 法人 2,000万円	100%	個人 1,800万円 法人 3,600万円
資産経営環境調和推進資金	o	天災資金		農協·銀行等 民間金融機関		_	_	- -	- -	-	- -	- -	-	-	-	- 0	〇 法律	の適用の都度決定	3~7年以内		45~80%	_
金 農業基盤整備資金 日本政策金融公庫 日本政策金融公		展林漁業セーフティネット資金 畜産経営環境調和推進資金			農業者	_			- -	-		- -	_	0	-	- (0.3%	.	10年(3年)以内	600万円	100%	_
展業各盤登備資金 振興山村・過疎地域経営改善資金 日本政策金融公庫 (共同利用施設) 日本政策金融公庫 (注5) 認定農業者 (個人 1,300万円 法人 3,600) 名種団体 日本政策金融公庫 (注5) 認定農業者 (個人 1,800万円 法人 3,600) 名種団体 日本政策金融公庫 (注5) 認定農業者 (個人 1,500万円 法人 3,600) 名種団体 日本政策金融公庫 (注5) 認定農業者 (個人 1,500万円 法人 3,600) 名種団体 日本政策金融公庫 (注5) おおより (注5) はおおより (注5) はおより (注5)					畜産業者等	<u> </u>	0 -	<u> </u>	- [-	$\lfloor - \rfloor$		- [-	0	_	$-\overline{\ }$	_[-	- 0.6%	5	20年(3年)以内	個人 3,500万円 法人 7,000万円	80%	-
振興山村・過疎地域経営改善資金 日本政策金融公庫 農業者等 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 農業者等 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 (地域要件等あり) 日本政策金融公庫 (注5) (注5) (注5) (注5) (注5) (注5) (注5) (注5)	金	農業基盤整備資金			農業者等	[-	_ -	- -	- 0	0	- -	- -	-	-	_	- (O 0.3~	0.75%	25年(10年)以内	借入者の負担額	100%	
(共同利用施設) 各種団体 O O - O - O - O O O O O O O O O		振興山村・過疎地域経営改善資金		日本政策金融公庫		_	0 0	0) -	-		- -	0	-	-		- 0.6~	1.75%	25年(8年)以内	補助残相当額 非補助事業	80%	
		1	(共同利用施設)		各種団体	[-]	- 0	[-[-	- [-	0		- [-	0	_	$-\overline{]}$	- (O 0.3~	1.05%	20年(3年)以内	事業費の80%		
			(主務大臣指定)		農業者等	_	- 0	[-[-	- -	0		- -	0	-	-	- (O 0.3~	4.9%	15年(3年)以内	個人 3,500万円 法人 7,000万円	80%	
(主務大臣指定) (スーパーW資金) アグリビジネス法人 - - O - - O - - O - -		//巴以貝亚	(主務大臣指定)		アグリビジネス法人	$\left - \right $	- 0	-	- -	0	- [-	- -	0	-	-	-[-	- 0.6%	<u> </u>	10~25年(3~5年)以内			

- (注1) 各資金ごとに要件が異なることがありますので、関係機関へご確認ください。
- (注2) 貸付利率に幅があるものは、償還期限等によって利率が異なります。
- (注3) 償還期限、据置期間に幅のあるものは、資金使途等によって年数が異なります。
- (注4) 無担保・無保証人による場合でも、融資対象物件は担保として、家族農業従事者・法人の役員等の同一経営内の方は保証人としてそれぞれ求められます。
- (注5) 民間金融機関による転貸の場合のみ債務保証を受けることができます。また、日本政策金融公庫資金については債務保証の対象となっている資金の通算残高となります(青年等就農資金を除きます)。
- (注6) 平成26年度の法改正により青年等就農資金制度が新設されましたが、旧法での認定就農者については、引き続き就農支援資金の利用が可能であり、また、新法での認定新規就農者の認定を受ければ青年等就農資金の利用が可能です。